

社会福祉法人神拝保育園役員等の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神拝保育園定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事等(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 前条で定める役員等は、次の各号に掲げる委員をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 委員(評議員選任・解任委員会委員、第三者委員)

(報酬等の支給)

第3条 役員等については、法人業務を行うときに別表第1に定める報酬を支給する。

- 2 役員等が法人業務のため出張したときは、旅費規程に基づく旅費及び別表第1に基づく報酬を支給する。
- 3 法人職員を兼務する役員等は、第1項に基づく報酬を支給しない。

(退職慰労金の支給)

第4条 役員等の退任又は死亡に際し、当該役員等又はその遺族に対して別表第2に定める算式により算出した退職慰労金を支給する。

- 2 退任する役員等の功績を評価し、前項に定める退職慰労金のほかに功労金を支給することができる。支給額については、その都度評議員会において決定する。
- 3 退職慰労金及び功労金は、退任の日から2ヶ月以内に本人に支給することを原則とする。
- 4 役員等を兼務する職員は、第2項に基づく退職慰労金は支給しない。
- 5 役員等の死亡のときは、その遺族に退職慰労金を支給する。ただし、支給する遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条の順位による。

(報酬等の支給基準)

第5条 理事長の報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

- 2 役員等に対する報酬(理事長を除く。)は、その都度支弁することを原則とする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日において役員等であった者の施行後の第4条の規定の適用については、施行前に社会福祉法人神拝保育園に役員等として在任した期間を通算する。

(廃止)

3 社会福祉法人神拝保育園評議員実費弁償基準について（平成29年5月30日施行）及び社会福祉法人神拝保育園役員報酬規程（平成26年5月14日施行）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

区 分	報酬の額
理事長	月額 50,000 円
評議員	1 回につき 5,000 円
理事	1 回につき 5,000 円
監事	1 回につき 5,000 円
委員（評議員選任・解任委員会委員、第三者委員）	1 回につき 5,000 円

(備考) 1 回とは、会議への出席又は法人に関連した業務に従事する場合とする。

別表第2（第4条関係）

(1) 退職慰労金の算定基準は、役位毎に定める算定基準月額に、次の第2号に規定する在任期間(暦月)を乗じて得た額とする。

役 位	算定基準月額
理事長	3,000 円
評議員	2,000 円
理事	2,000 円
監事	2,000 円

(2) 在任期間は、就任の日の属する月から起算して最終の退任又は死亡の日の属する月までとし、暦月により計算する。ただし、職員として退職共済に加入していた者については、その加入期間は算定しない。